

厚生委員会会議録

平成23年5月17日(火)

(開会) 10:03

(閉会) 10:09

案 件

1. 議案第42号 専決処分の承認(飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
2. 議案第43号 専決処分の承認(飯塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例)

委員長

ただいまから厚生委員会を開会いたします。

「議案第42号 専決処分の承認(飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

健康増進課長

議案第42号 専決処分の承認についての補足説明をいたします。お手元に配布しています議案資料の7ページをお願いいたします。今回の専決処分は、地方税法施行令の一部改正に伴いまして、飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。詳細につきましては、新旧対照表で説明いたします。議案資料の9ページをお願いいたします。第3条第2項及び第3項並びに第4項、第24条第1項において、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額を除く基礎課税額につきましては、賦課限度額50万円を51万円に改め、後期高齢者支援金等課税額につきましては、賦課限度額13万円を14万円に改め、介護納付金課税額10万円を12万円に改めるものでございます。この影響額につきましては、22年度賦課をもとに試算いたしますと、1160万円ほどの増収になる見込みでございます。以上簡単ですが補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第42号 専決処分の承認(飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)」については、承認することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、承認すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第43号 専決処分の承認(飯塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

健康増進課長

議案第43号 専決処分の承認についての補足説明をいたします。議案資料の10ページをお願いいたします。今回の専決処分は、健康保険法施行令の一部改正に伴いまして、飯塚市国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。詳細につきましては、新旧対照表で説明いたします。議案資料の12ページをお願いいたします。今回の改正は、平成21年10月から平成23年3月までの間、暫定的に引き上げられていた出産育児一時金の支給額が平成23年4月から恒久化されたことに伴いまして第4条第1項において、出産育児一時金の支給額35万円を39万円に改めまして、附則で定めておりました経過措置を削除するものでござ

います。以上簡単ですが説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第43号 専決処分の承認（飯塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例）」については、承認することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、承認すべきものと決定いたしました。

お諮りいたします。本委員会として、所管事務について調査するため、「所管事務の調査について」を閉会中の継続審査として付託を受け、調査期間は次期定例会までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本委員会として、「所管事務の調査について」を閉会中の継続審査として付託を受け、調査期間は次期定例会までとすることに決定いたしました。

なお、本件につきましては、会議規則第98条の規定に基づき、議長に申し出いたします。

次に、所管事務調査に係る資料を本日配付しております。本件につきましては次回の閉会中に委員会において議題とし調査いたしますので、それまでにご一読いただきますようお願いいたします。これをもちまして、厚生委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。